

## 相談及び紛争の防止等のための 体制について（案）

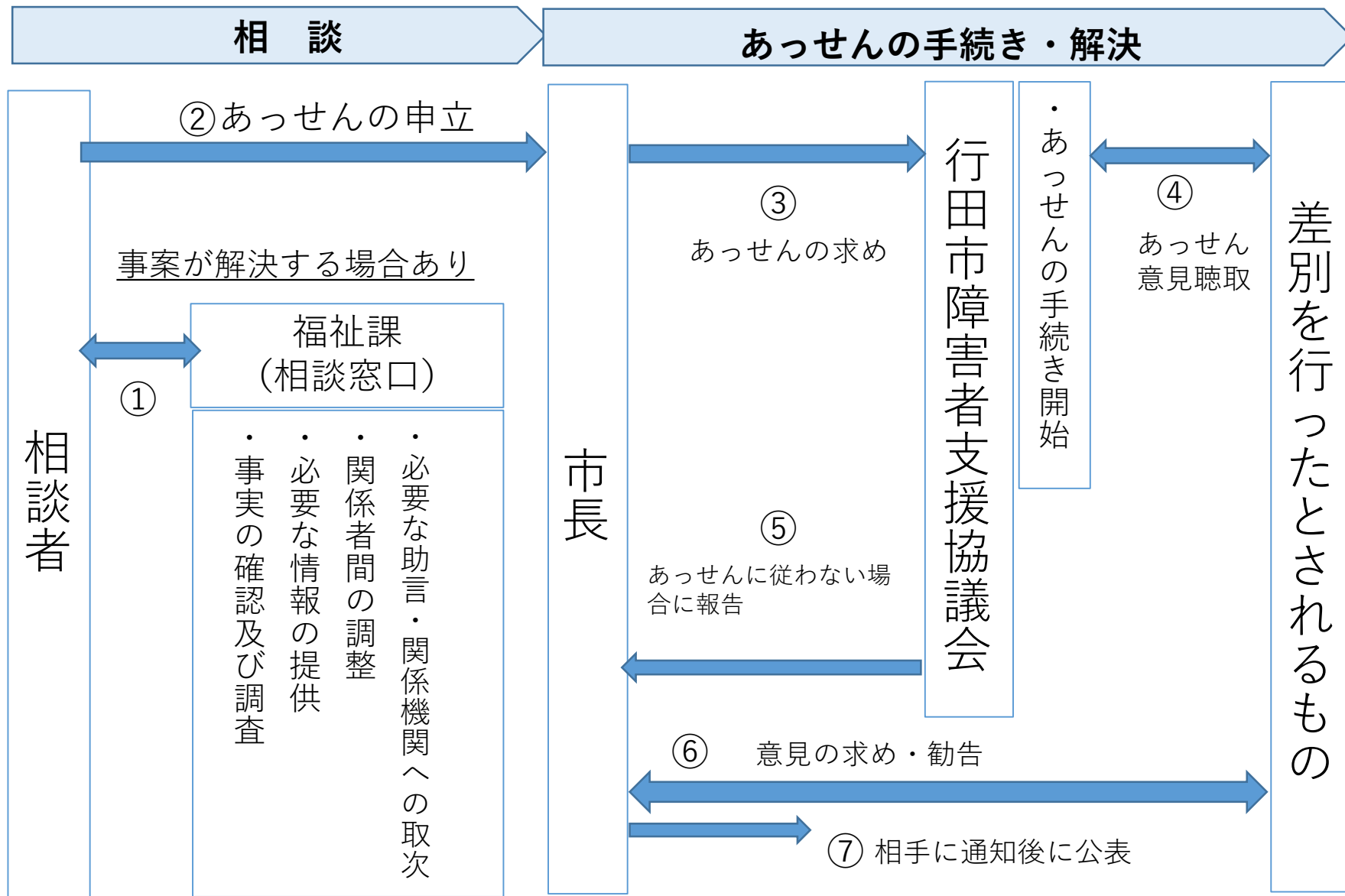
### 条例（素案）

#### 第3章

#### 障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制

- ①相談及び紛争の防止等のための流れ（案）
- ②行田市障害者支援協議会（案）

# ①相談及び紛争の防止等のための流れ(案)



## ②行田市障害者支援協議会（案）

- 地域の課題や取組み状況の確認、方針の決定など。
- 障害者差別解消法地域支援協議会を兼ねる。障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- 「北埼玉地域障害者支援協議会」のうち「行田市障害者支援協議会」において、本市のあっせん手続きをおこなう。

### 北埼玉地域障害者支援協議会（3市合同で会議を開催）

【加須市】  
加須市障害者支援協議会  
（加須市障害者等支援協議会設置要綱）

【羽生市】  
羽生市障害者支援協議会  
（羽生市障害者等支援協議会設置要綱）

★行田市★  
行田市障害者支援協議会  
（行田市障害者等支援協議会設置要綱）

\* 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に関することも兼ねている。

*現行の行田市障害者支援協議会の要綱の改正を予定*